

理事長	局長	次長	課長	副課長	主幹	副主幹	係
○							

(何) 下記のとおり支給してよろしいか。

共済記入欄	起案日	/
	支給日	/
	決定額	円

### 介護休業手当金請求書

下記のとおり請求します。

兵庫県市町村職員共済組合理事長 様

請求日	令和 7 年 1 月 1 日																										
組合員等記号番号	所属所		企業		番号																						
	1	2	3		4	5	6 7																				
組合員氏名	共済 花子			種別	所属所名		〇 〇 市	雇用保険加入状況	有・ <input checked="" type="radio"/> 無																		
要介護者氏名	共済 組子			住所	(組合員) ΔΔΔ-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町1-1		標準報酬の月額	令和 6年9月～ 26等級 380,000 円																			
生年月日等	<input checked="" type="radio"/> 昭平 <input type="radio"/> 令	29 年 10 月 10 日			続柄	(要介護者) ΔΔΔ-×××× 〇〇市××町123																					
介護休業承認期間	令和 6 年 9 月 11 日				介護休業承認期間末日	令和 6 年 12 月 13 日																					
介護休業請求期間	令和 6 年 9 月 11 日				介護休業請求期間末日	令和 6 年 12 月 13 日																					
各月介護休業取得日数	9 月分		10 月分		11 月分		12 月分																				
	12	日	22	日	20	日	10	日																			
給付額	138,840 円		254,540 円		231,400 円		115,700 円																				
調整額	12,120 円		9,988 円		20,200 円		4,540 円																				
請求金額	126,720 円		244,552 円		211,200 円		111,160 円																				
	【請求金額 693,632 円】																										
9 月分			10 月分				11 月分				12 月分																
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
×	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	×	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31					29	30	31					29	30	31					29	30	31				

↑※祝日も土日と同様に給与が支給される場合は、介護休業中であっても「×」としてください。

上記の記載事項は、事実と相違ないことを確認しました。

令和 7 年 1 月 1 日

職名 〇〇市長  
所属所長  
氏名 兵庫 太郎

共済組合  
受付印

- 1 太線の中を記入してください。(ただし、    部分は記入しないでください。)
- 2 所属機関の長または給与事務担当者の証明を受けて、共済組合に提出してください。
- 3 「雇用保険加入状況」が「有」の場合は、介護休業給付不支給決定通知書の写しを必ず添付してください。

令和 6年9月11日から令和 6年12月13日までの出勤しなかった期間に対する報酬の支給について下記のとおり相違ありません。

		令和 6年 9月		令和 6年 10月		令和 6年 11月		令和 6年 12月	
標準報酬の月額	26 等級	380,000 円		380,000 円		380,000 円		380,000 円	
要勤務日数		21 日		23 日		21 日		22 日	
		本来の支給額	支給実績	本来の支給額	支給実績	本来の支給額	支給実績	本来の支給額	支給実績
報酬①	基本給	340,000 円	151,675 円	340,000 円	0 円	340,000 円	26,125 円	340,000 円	182,050 円
	地域手当	40,800 円	18,201 円	40,800 円	0 円	40,800 円	3,135 円	40,800 円	21,846 円
	手当	円	円	円	円	円	円	円	円
	手当	円	円	円	円	円	円	円	円
合計		380,800 円	169,876 円	380,800 円	0 円	380,800 円	29,260 円	380,800 円	203,896 円
報酬②	扶養手当	円	円	円	円	円	円	円	円
	住居手当	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
	手当	円	円	円	円	円	円	円	円
	手当	円	円	円	円	円	円	円	円
	手当	円	円	円	円	円	円	円	円
合計		10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円

報酬①・・・日々の勤務に対し支給される報酬  
報酬②・・・日々の勤務とは関係なく支給される報酬  
(調整対象外のもの記入不要)

対象者の各報酬について、遡って追戻や差額調整を行った場合はその対象期間、報酬種別、金額及び計算内容

- 祝日は減額対象とならない。
- 祝日も減額対象となる。

令和 7 年 1 月 1 日  
 所属所長又は 職名 **総務課主査**  
 給与事務担当者 氏名 **組合 共子**

給与担当課による証明欄

出勤しなかった期間に支払われた報酬との調整

① 日数按分した介護休業期間中の給与額

	介護休業取得日数	要勤務日数
報酬①の本来の支給額の合計	12 日	21 日 (9月分)
( 380,800 円 )	22 日	23 日 (10月分)
	20 日	21 日 (11月分)
	10 日	22 日 (12月分)

② 時給(③)で計算し、実際に給与から減額された額

報酬①の本来の支給額の合計

時給計算：  $\frac{380,800 \text{ 円}}{22} \times 12 = 2,268 \text{ 円} \dots \text{③}$

(※)に当てはまる給与条上式のチェックしてください。

- 7.75 (7時間45分) × 5日 × 52週
- 7.75 (7時間45分) × 5日 × 50週
- その他

③ × 給料計算上の介護休業取得時間

× ( 93 時間 )	= 210,924 円 (9月分) ...④
③ ( 2,268 円 ) × ( 171 時間 )	= 387,828 円 (10月分) ...④
× ( 155 時間 )	= 351,540 円 (11月分) ...④
× ( 78 時間 )	= 176,904 円 (12月分) ...④

↑その他の場合は式をご記入ください。

④ 減額対象外となる手当の日額計算

報酬②の本来の支給額の合計

$(10,000 \text{ 円}) \div 22 = 454.54 \dots \text{④}$

⑤ 調整額の日額計算

① - ③ ÷ 介護休業取得日数 + ④

(① - ③がマイナスになる場合は、① - ③を 0 とする。)

6,676 ÷ 12 日	= 1,010 円 (9月分) ...⑤ (円未満切捨て)
0 ÷ 22 日	= 454 円 (10月分) ...⑤ (円未満切捨て)
11,127 ÷ 20 日 + 454.54	= 1,010 円 (11月分) ...⑤ (円未満切捨て)
0 ÷ 10 日	= 454 円 (12月分) ...⑤ (円未満切捨て)

★給付日額の算定

標準報酬の月額	標準報酬の日額
380,000	÷ 22 = 17,270 円
(10円未満四捨五入)	
標準報酬の日額	給付日額
17,270	× 67/100 = 11,570 円
(円未満切捨て)	

【各月の給付額と調整額の計算】表面の表へ転記してください。

	給付日額*	介護休業取得日数	給付額	調整日額	介護休業取得日数	調整額
9 月分	11,570 円	× 12 日	= 138,840 円	1,010 円	× 12 日	= 12,120 円
10 月分	11,570 円	× 22 日	= 254,540 円	454 円	× 22 日	= 9,988 円
11 月分	11,570 円	× 20 日	= 231,400 円	1,010 円	× 20 日	= 20,200 円
12 月分	11,570 円	× 10 日	= 115,700 円	454 円	× 10 日	= 4,540 円

\*給付日額 ≥ 雇用保険の給付上限額 (令和6年8月1日以降は15,778円) の場合は、雇用保険の給付上限額